

税

問合先 税務課

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人および人格のない社団など（収益事業を行うものに限る）が納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要です。）

法人市民税は、国税の法人税額を基に算出する法人税割と、資本金などの額と市内の従業者数により算出する均等割があり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割と均等割の合計額を納付してください。

※赤字決算となり、法人税額が0円となる場合でも、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。また、申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により「決定」の行政処分をすることがあります。

市・府民税

第3期分の納期限は

11月2日(月)です

領収書はお支払い済みの証拠となるもので、大切に保管してください。

国保年金

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要で、案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象

- 老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている人
- ・ 65歳以上
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税

・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が926,500円（昭和31年4月1日以前生まれの人は924,100円）以下

- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、次の要件を満たしている人
- ・ 前年の所得額が4,918,000円以下

※扶養親族などの数により増額あり

請求方法

- 新たに年金生活者支援給付金を受給する人：対象となる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月初旬から順次送付されます。お知らせに同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、提出してください。来年1月4日までに請求手続きが完了した人は、令和8年10月分から受け取ることができます。
- 年金を受給しはじめる人：年金請求手続きと併せて手続きをしてください。
- 現在、年金生活者支援給付金を受給している人：支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号や暗証番号などを聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問合先 給付金専用ダイヤル

（ナビダイヤル） ☎0570-054092

※年金生活者支援給付金の請求で困ったときは、問い合わせてください。

厚生労働省
ホームページ



保険料の納付は

お済みですか？

11月2日(月)は第5期分の納期限です。保険料を未納のままにしておくと、資格確認書など（特別療養）の交付となる場合があります。納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さえることもあります。保険料は納期内に納めましょう。

【口座振替を利用してください】

国民健康保険料を年金から差し引いて納付される人以外は、

原則口座振替での納付をお願いします。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落としされるため、納めに行く手間も省けます。また、保険料の還付が発生した場合、口座への振込で還付しますので、申請の必要もありません。納付書で納付している人は、便利で納め忘れのない口座振替の手続きをしていただき、口座振替の推進にご協力をお願いします。

※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができますので、利用してください。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また一部取扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせてください。）

問合先 国保年金課

【電話での納付相談を

受け付けています】

納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話にて相談してください。



10月1日から始まります！

国民年金保険料の 育児免除制度の申請受付

子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者・農業者・学生・無職の人）の育児免除制度が始まります。実子・養子を育てている父母・養父母は、申請すること月額17,920円（令和8年度）の国民年金保険料の納付が免除されます。対象期間は、実子・養子が1歳になる誕生日の前月までです。将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。対象の人は、国民年金課窓口または、マイナポータルを利用した電子申請で手続きしてください。なお、マイナポータルで手続きをする場合は、原則添付書類は不要です。届出（紙）による手続きの場合は、マイナンバーカードを持参してください。

問合先 国保年金課

※電子申請については日本年金機構（☎431・1122）へ問い合わせてください。

オンライン年金相談

日本年金機構では、ねんきんネットによるオンライン文書相談のサービスを開始しています。本サービスは、マイナポータル経由でねんきんネットにログインし、入力フォームに相談内容を登録すると、後日、日本年金機構から回答が届くものです。現在、次の人を対象に限定して試行実施をしています。

●海外に住んでいる人

●聴覚や発話、身体などに障害があり、電話や年金事務所窓口での相談が難しい人

問合先 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号（☎0570・058・555）

※詳しくは日本年金機構のホームページ「ねんきんネット」によるオンライン文書相談の案内をご覧ください。

日本年金機構
ホームページ



ジェネリック医薬品を 利用してみませんか？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。ジェネリック医薬品は開発にかかる費用が抑えられていることから、先発医薬品より安価で経済的です。

「切り替え時の注意」

●すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。

●使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で切り替えできない場合があります。

●先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。

●ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は、医師・薬剤師に相談のうえ、事前に必ず、医療機関や薬局に医薬品取扱いの有無・在庫の状況を問い合わせてください。

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06・4790・2031 Fax 06・4790・2030）
●国保年金課

X（旧Twitter）で情報発信しています！～総務部①～

泉佐野市では、市民のみなさんに親しみやすく開かれた行政をめざし、特別職および部長級職員がX（旧Twitter）で自ら情報発信しています。今月は、総務部① 部長級職員のアカウントを紹介します。



政策監（兼）総務部長
（兼）上下水道局理事
木下 隆

https://x.com/t_ki_30134



庁舎管理担当理事
山野正訓

https://x.com/m_ya_30165



契約管理担当理事(兼)契約検査課長
(兼)市長公室政策推進課内部統制担当
参事(兼)成長戦略室おもてなし課
泉佐野丘陵地区整備プロジェクト
チーム泉佐野丘陵地区整備担当参事
(兼)上下水道局経営総務課 参事
田村英登

https://x.com/h_ta_30154



派遣職員調整担当理事（兼）
人事課長（兼）市長公室政
策推進課内部統制担当参事
家治宏之

https://x.com/h_ya_30166

